

帰国時の就学について(御案内)

広島市内に住民票を置いたまま海外に居住している小学生・中学生のお子様帰国した時の就学手続については以下のとおりです。

日本に住民票を置いている場合、日本国籍のお子様（二重国籍の方を含みます）には就学義務が発生します。

お忙しいところ恐れ入りますが、就学に関する手続を行ってくださいますようお願いいたします。

手続には以下の3つのパターンがあります。

1 広島市立の小学校・中学校に就学する場合

- (1) お子様のパスポートをお持ちになり、区役所市民課又は出張所へお越しください。
- (2) 窓口で海外から帰国した旨をお伝えいただき、入学通知書の再発行手続を行ってください。
- (3) 発行された入学通知書を持って、入学通知書に記載された学校へお越しください（お手数ですが事前に学校へ電話で御連絡ください。）。

2 私立・国立・県立の学校に就学する場合

- (1) 私立・国立・県立の学校に就学することがわかる証明書（入学承諾書等）の交付を学校に依頼してください。
- (2) 就学予定の学校から交付を受けた証明書とパスポートをお持ちになり、区役所市民課又は出張所の窓口にお越しください。
- (3) 海外から帰国した旨をお伝えいただき、就学予定の学校から交付を受けた証明書を区役所市民課又は出張所の窓口へ御提出ください。

3 短期的な帰国のため、日本の学校には就学しない場合

国外居住届を提出されている場合、手続は不要です。

国外居住届を提出されていない場合は、お手数ですが教育委員会学事課（082-504-2975）まで御連絡ください。

4 再び出国する場合（1・2の方のみ）

- (1) 学校に出国する旨をお伝えください。
1の場合は出国日、転学先、住民票の異動の有無についてもお伝えください。
- (2) 住民票の異動の予定がない場合（広島市に住民票を置いたままにされる場合）は、国外居住届の記入が必要です。
1の場合は学校で書式をお渡しできます。書式に記入の上、御提出ください。
2の場合は、書式をお送りしますので、お手数ですが学事課に電話又はメールで御連絡ください。

【お問合せ先】

広島市教育委員会学事課（就学事務担当）

TEL(082)504-2975 FAX(082)504-2328

Eメール gakujika@city.hiroshima.lg.jp